

第2回子ども・子育て会議	
資料 No.12	H28.8.5

民間保育所等運営補助事業について

社会福祉法人が運営する保育所等に対する市の運営費補助制度について、子ども・子育て支援新制度における公定価格と整合のとれた補助内容となるよう平成29年度より見直しをおこない、民間保育所等運営補助金交付要綱として規定します。

□見直しにおける留意点

民営園と公営園の役割を明確化し、運営補助制度を活用することにより多様化する保育ニーズへの対応を図ります。

(公営園)

- ・特別な支援を要する児童の受入れ
- ・地域における子育て支援の拠点

(民営園)

- ・長時間保育
- ・休日保育
- ・付加的サービスの提供

□現補助制度の概要

別添資料 12-①